

よくある質問とその答え (FAQ):真岡市省エネ家電購入支援補助金
補助対象家電

Q. 補助対象製品を教えてください。

A. 補助対象となるのは、令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年1月末日までに、市内の販売店で購入した新品の家庭用のエアコン、冷蔵庫、照明器具のうち、統一省エネラベルの多段階評価点で星3.0以上の条件を満たすものになります。

統一省エネラベルの多段階評価点は、店頭又は資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトに確認してください。

【経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ型製品情報サイト】<https://seihinjyoho.go.jp/>



QRコード(経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ型製品情報サイト)

Q. 省エネ基準の目標年度は何年度が対象ですか。

A. 各家電において、最新の目標年度が対象になります。

Q. 真岡市外の店舗やインターネット等の通信販売で購入した家電製品は対象になりますか？

A. この事業は、市内の事業者応援も兼ねていることから、市外の店舗やインターネット等の通信販売での購入は対象外となります。

Q. 市内で別に暮らしている家族や親せき、友人に贈る家電製品は対象になりますか？

A. 対象となりません。申請者の住民票住所の自宅に設置する家電製品のみが対象となります。

Q. 申請受付期間前、または申請期間後に購入した家電製品は対象になりますか？

A. 令和8年4月1日以降に購入・設置した製品が対象になります。

Q. 申請期間内に家電製品を購入しましたが、配送や取付工事は申請期間外になりました。補助の対象になりますか？

A. 対象となりません。申請期間内に設置を完了してください。

Q. エアコンの省エネ基準の目標年度は、2027年、2010年のどちらですか？

A. 2027年になります。省エネ型製品情報サイトでは「エアコン2027」の категорияで検索してください。

Q. 会社の事務所に補助対象家電を購入設置したが、補助対象になりますか？

A. 補助対象になりません。市民向けの補助金のため、事業所への設置は対象外になります。

Q. 店舗と住宅の併用住宅であり、設置したのが店舗部分になるが補助対象になりますか？

A. 補助対象になりません。住宅部分に設置した場合に対象になります。

Q. 申請書類一式はどこで入手できますか。

A. 環境課窓口にて配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

Q. いつから申請を受け付けてくれますか。

A. 令和8年5月18日(月曜日)より受付を開始します。なお、受付締切は令和9年3月31日(水曜日)です。ただし、申請期間であっても、予算が無くなり次第、受付を終了しますので予めご了承ください。(注意)真岡市ホームページでお知らせいたします。

Q. 申請書類一式を提出したいのですが、どのような方法になりますか。

A. 窓口へ持参となります。市役所本庁舎2階奥の左手側(環境課環境保全係)に提出してください。

Q. 令和8年4月1日より前に支払いをしたが、補助の対象になりますか。

A. 領収証の日付が令和8年4月1日より前だと補助対象になりません。

Q. 新築時に設置した補助対象家電は、対象になりますか？

A. 住宅メーカーが発注して設置するものは対象外です。申請者(施主)が市内販売店で購入して設置するものは対象になります。

補助対象者

Q. 申請は誰の名義で申請すればいいですか？

A. 世帯内で、成人している方であればどなたでも大丈夫です。ただし、同一世帯において申請は1回限りとなります。

補助対象経費・補助金額

Q. 何が補助対象経費に該当しますか？

A. 補助対象家電の製品費のみとなり、その家電の設置費用や買い換え時の撤去・処分費用、消費税は該当になりません。(要綱第5条)

Q. 販売店の割引やポイント値引きがあった場合、補助対象経費はどうなりますか？

A. 値引きした後の金額になります。なお、複数購入した際にまとめて値引きされている(どの製品に対しての値引きかが明確でない)ときは、値引き額を購入製品の価格に応じて按分して下さい。

Q. 補助対象家電を複数購入したが、補助対象経費はどのように計上したらいいですか？

A. 同じ品目については(例えば照明器具を2つ購入など)複数分の購入にかかった経費として全てまとめて一度に申請してください。同じ品目について追加での申請は出来ません。また、異なる品目については、品目ごとに分けて計上してください。

Q. 既存家電を廃棄(家電リサイクル)しました。廃棄手数料分を申請できますか。

A. 申請できません。製品本体の購入費のみ申請できます。

Q. 販売店による延長保証料は、購入及び設置に係る経費に該当しますか？

A. 非該当になります。延長保証料の類を除いて申請してください。

Q. 買換え時に廃棄するエアコンの廃棄手数料は購入経費に当たりますか？

A. 購入経費になりません。

Q. 購入経費は消費税込ですか？消費税抜きですか？

A. 消費税抜きの金額を記入してください。

提出書類

Q. 住民票の写しや納税証明書は必要ですか？

A. 申請書に本人による署名(または記名押印。記名のみは不可。)することで、市が調査確認することを同意したとみなされますので不要です。

Q. 店舗購入時に頭金を支払って、設置時に残額を支払った場合はどの領収書を提出したらいいですか？

A. 頭金と残額支払い時の両方の領収書をご提出ください。片方のみだと追加の提出をお願いすることになります。

Q. レシートをコピーして提出しようとしたが、他にも購入したものがあ、レシートが長いので補助対象家電のところが写るように折ってコピーしてもいいですか？

A. 割引額やポイント値引き等の補助対象家電以外の部分を確認する可能性があるため、全体を縮小するか原本をご持参ください。

Q. 補助対象家電を複数購入したが、提出書類はどのようになりますか？

A. 同じ品目については(例えば照明器具を2つ購入など)複数購入分それぞれの購入したことがわかる書類、経費の額がわかる書類、統一省エネラベルが確認できるカタログ等の写し、保証書の写し、設置したことがわかる写真をご提出ください。異なる品目については、品目ごとにご提出

ください。

Q. 購入したLED照明器具を自宅に設置したことがわかる写真は、スマートフォンやカメラを窓口で見せれば足りませんか？

A. 申請時に写真を紙に印刷して添付してください。(スマートフォン等での写真表示は、申請書類の保管ができないので受付できません。)

Q. 補助対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログ等を撮影した写し(又は写真データ)とは、どのようなものですか

A. 商品カタログの掲載ページや省エネ型製品情報サイトの検索結果のスクリーンショットなどになります。一例を載せますので参考にしてください



Q. 補助金交付請求書に印鑑は必要ですか。

A. 会計処理上必要になります。印鑑は朱肉で押印するもの(シャチハタ不可)をお使いください。

Q. 申請書及び請求書の内容を訂正したいのですが。

A. 訂正箇所を二重線で消した上に請求書と同じ印鑑(シャチハタ不可)で訂正印を押してください。ただし、請求書の金額部分と口座番号は訂正できません。

(注意)修正液や修正テープは使用不可です。

その他

Q. 省エネ型製品情報サイトに載っていない製品は対象外ですか。

A. 対象外です。(要綱第3条の2)

Q. クレジットカードやQRコード決済での支払いは対象になりますか。

A. クレジットカード、電子マネー、QRコード決済においても対象ですが、領収書等(内訳)が必要になります。ご確認の上、ご利用ください。

Q. 領収書には総額のみで明細が記載されていません。レシートには記載されています。どちらの写しを提出すればいいですか。

A. 領収書とレシート、どちらの写しもお提出ください。）

Q. マンションや賃貸住宅でも申請できますか。

A. 申請は可能ですが、冷蔵庫及びエアコンについては6年間、LED照明器具については15年間の期間内に製品を処分することになった場合は、財産処分承認申請書を提出していただき、補助金の一部または全額を返還していただく場合があります。）

Q. 購入した補助対象製品(LED照明器具)を自宅に設置したことがわかる写真は、スマートフォンやカメラの画像を窓口で見せればいいですか。

A. 窓口で見せていただくだけでは審査ができません。設置後の写真を紙面に印刷する、プリント現像するなどして、申請書に添付してください。

Q. 振込先は誰の口座を記載すればいいですか？

A. 申請者の口座を記載してください。

Q. 早期終了した場合の補正予算措置を行いますか？予算が無くなった場合はどうなりますか。

A. 予算額に達した場合は、申請期間中でも受付を終了します。

(注意)真岡市ホームページでお知らせいたします。

Q. 本日、申請しました。補助金はいつ振り込まれますか？

A. 約1か月から2か月後になります。原則、申請があった月の翌月末頃の振込となります。ただし、申請が集中している場合は手続きが遅れる場合がございますのでご了承ください。

Q. 代理申請は可能ですか？

A. 可能です。委任状については本人署名または記名押印をしたうえでご提出ください。

Q. 物価高騰対応商品券配布事業『もおかぐらし商品券』を利用して対象家電を購入した場合、補助金の申請はできますか。

A. もおかぐらし商品券と省エネ家電補助金は、どちらも「真岡市の補助」事業となるため、重複して補助を受けることはできません。(商品券で支払った金額分を差し引いて残った額について、領収書の明細等で確認ができれば、残った額については申請することができます)